

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の意義

### 1) 策定の意義

---

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉増進の理念や方針を明確に示すものであり、地域福祉を具体的に推進する観点から福祉分野及びそれに関する様々な計画や施策を総合的かつ一体的に定めるものです。

少子高齢化の進展、人口減少社会の到来、地域コミュニティの弱体化等社会情勢が大きく変化する中で、地域の課題はますます多様化し、複雑化しています。既存の福祉制度だけでは、その課題の全てを解決することは不可能です。そこで、地域福祉を推進するためには、行政が民間や地域と協力して、地域の課題に対応した取組を進めていく必要があります。

本市では、第1次地域福祉計画策定以降、市民協働推進計画等に基づく協働のまちづくりの推進により、地域等が主体となって、地域の課題を解決する取組が生まれています。そうした取組や動きを市全体に広げるために、そこから紡ぎ出された地域福祉の理念や方針を示すとともに、活動を見える化し、共有することが必要になります。さらに、そうした活動を支えるための担い手やコーディネーター等の人づくりやボランティア、NPO（非営利活動団体）、民間団体、行政等の連携とネットワーク化が必要です。

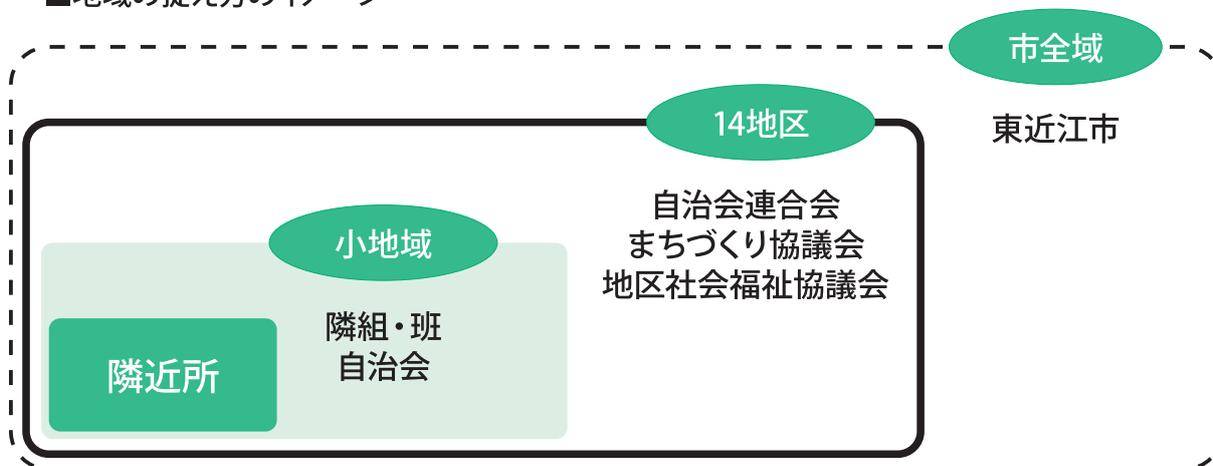
第2次地域福祉計画は、こうした現状の中で、誰もが安心して暮らせるまちづくりを市民、関係機関、行政等が協働して推進していくための新たな指針となるものです。そのため、計画の策定に当たっては、市民、福祉関係団体等の意見や意向を把握し、地域福祉の取組の現状や課題を明らかにした上で、それに対する支援策について明示しています。

## 2) 「地域」の考え方

本市は、平成17年2月11日に八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町が合併して誕生し、その後平成18年1月1日に能登川町・蒲生町と合併して、現在の姿となりました。合併後は、それまで育まれてきた各地域の個性を生かしたまちづくりや培われてきた歴史、文化や伝統を引き継いできました。

本計画における地域福祉の推進単位となる地域の考え方は、自治会連合会、まちづくり協議会、地区社会福祉協議会等の活動区域である14地区を基本とします。防災や見守りなど地域に根ざした身近な活動は、隣組、班、自治会等の更に小さな地域（小地域）で推進します。

### ■地域の捉え方のイメージ



### 3) 地域福祉への期待の高まり

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、「自立相談支援員」を配置し、広く生活に不安を抱える人や孤立状態にある人の相談に対応する体制を構築しています。これまでの対象者別の相談から対象を限定しない包括的な相談・支援機能が期待されています。

また、この制度が機能するためには、法に基づく専門サービスを着実に推進することに加え、生活困窮者の早期把握、見守り等を含め、支援が必要な人を地域の中で支え合う体制づくりを進めていくことが重要になってきます。そのため、本市では「共助の仕組みづくり」に取り組んでいます。

介護保険制度の改正では、新たに「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されました。高齢者世帯等が増加し、生活支援の必要性が高まっており、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要とされています。

また、高齢者が社会参加し社会的役割を持つことは、生きがいや介護予防につながるという考え方から、生活支援の担い手としての社会参加の仕組み等の構築が求められています。そのため、「生活支援コーディネーター」を配置し、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、すべての市民が役割を持ち、支え合いながら暮らすことができる仕組みづくりを目指しています。

このように、生活困窮者自立支援制度の導入や介護保険制度の改正は、地域の中で支え合う仕組みに着目したものであり、地域福祉への期待がますます高まっています。

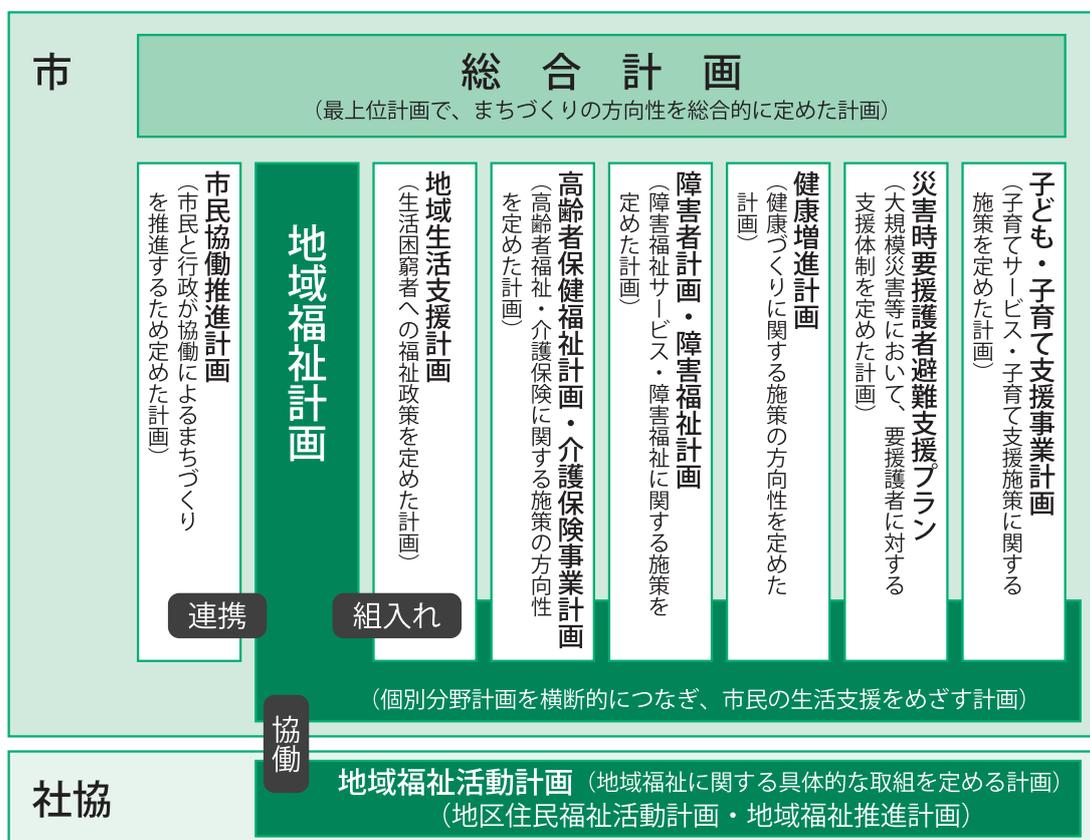


## 2 計画の位置づけ

本計画は、「第2次東近江市総合計画」に示されている基本構想を踏まえ、高齢者、障害者、子ども等、“対象者”に着目した既存の計画やまちづくりの視点も含めて、“地域”に着目した取組を総合し、市民の生活支援を目指す基本計画として位置づけます。

生活困窮者自立支援施策については、国の通知により地域福祉計画の中で推進することになり、本市では、平成27年度に策定した「東近江市地域生活支援計画」を本計画に組み入れ、一体的に推進します。

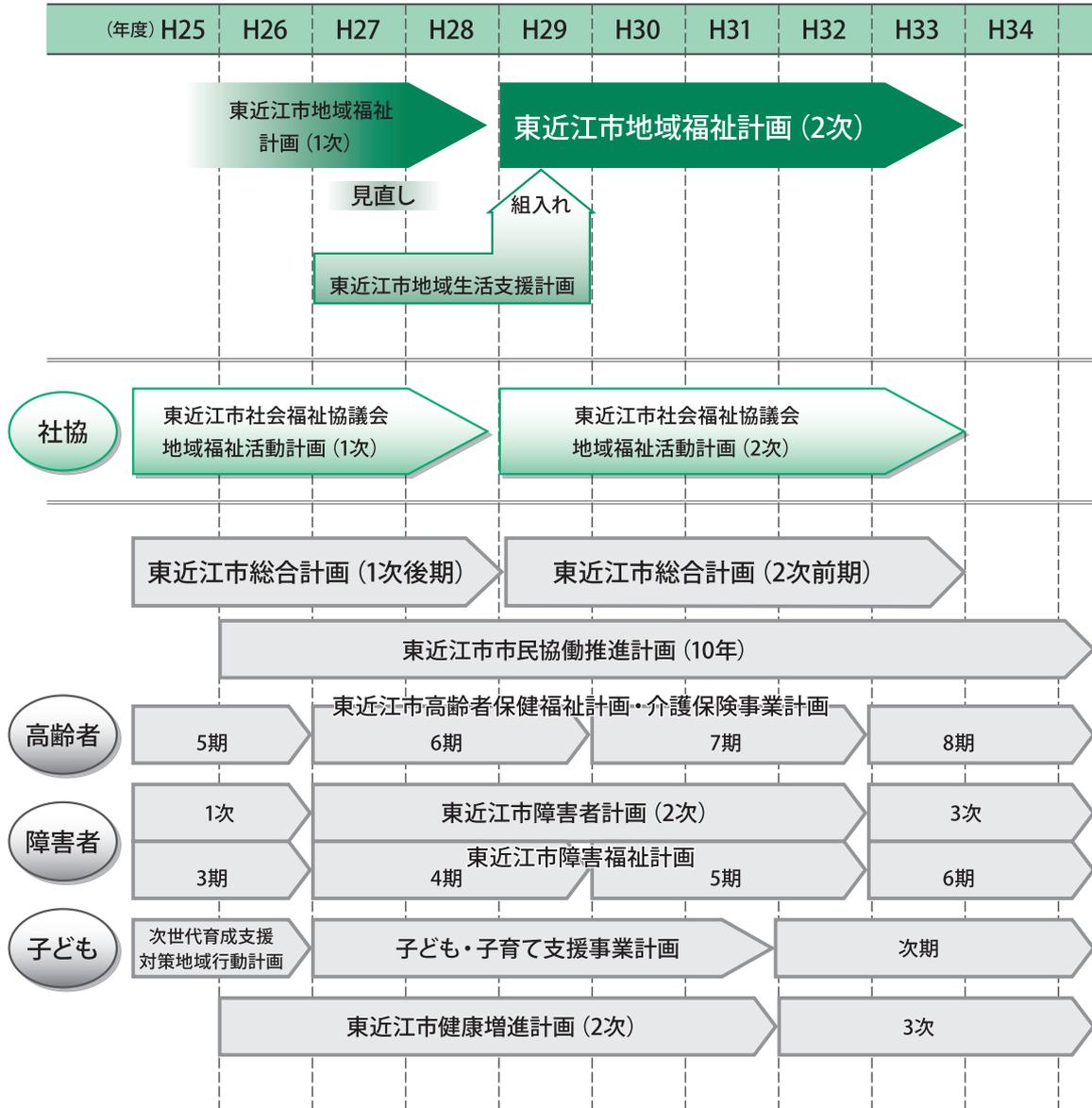
また、本計画と連携、協働する計画として、東近江市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を位置づけるとともに、他の行政計画についても連携を図ります。



### 3 計画の期間

第1次地域福祉計画は、平成23年度から平成28年度までの6年間の計画として策定しました。第2次地域福祉計画については、第2次東近江市総合計画の改定時期に合わせ、平成29年度から平成33年度までの5年間の計画とします。社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」も同様の計画期間となっています。

#### ■地域福祉計画、その他計画の計画期間



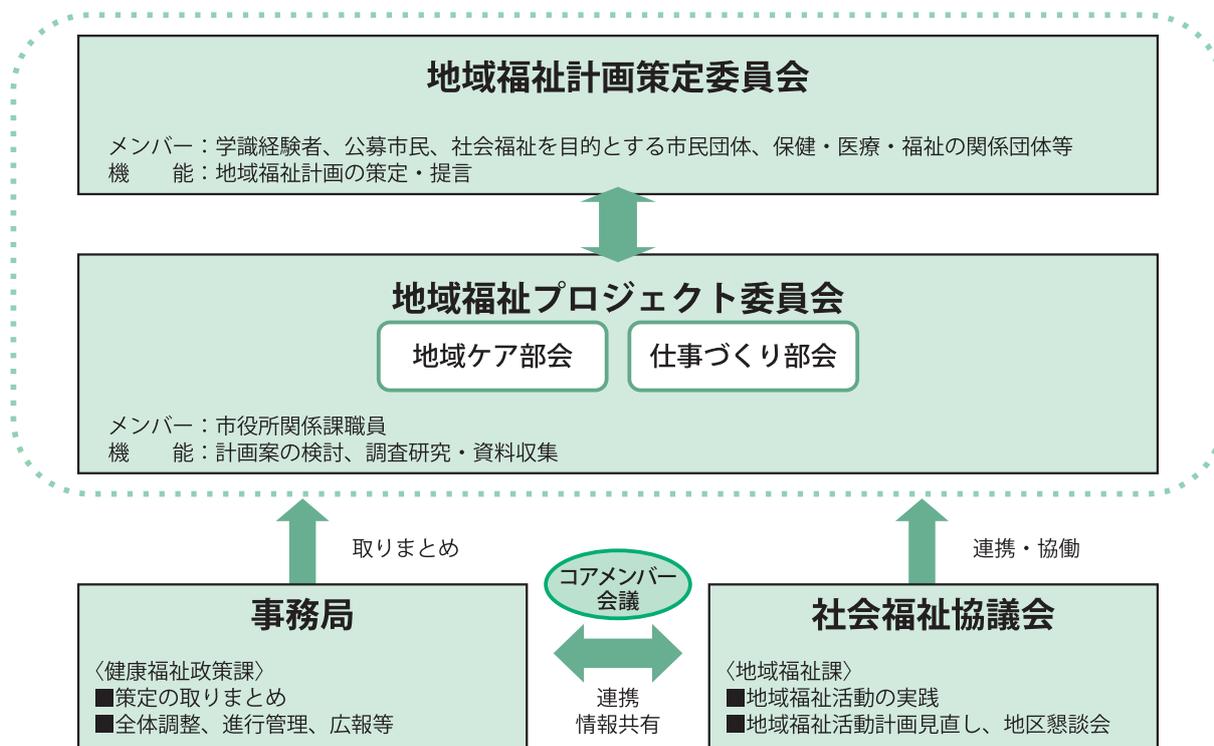
## 4 計画の策定方法

計画策定に当たり広く関係者や市民の意見を反映させるため、学識経験者や公募市民、社会福祉を目的とする市民団体、保健・医療・福祉の関係者で構成する「地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画案を検討しました。

また、市役所の関係課職員で構成する「地域福祉プロジェクト委員会」を設置し、地域福祉推進のための調査研究や資料収集を行い、策定委員会に提供するとともに、計画案を検討しました。

そのほか、地域福祉活動を実践する社会福祉協議会とコアメンバー会議を開催し、連携及び情報共有を図りました。

社会福祉協議会では、地域福祉活動計画見直しの中で、14地区ごとに地区懇談会を実施し、広く市民の意見を市の計画に反映させる体制をとっています。



策定委員会の様子

## 5 計画書の構成

本計画書は、理念や計画項目の共有を図ることを重視するため、第1章で「計画の基本的な考え方」、第2章で「計画理念・目標と柱立て」を記載しています。第3章では「計画の具体的内容」を記載し、9つの施策ごとに、「(1) 施策の内容」と「(2) 施策導入の背景・理由」を記載しています。

「(2) 施策導入の背景・理由」では、1) 本市・国等における政策的背景として、本市の他計画や国の政策の動向などを紹介しています。2) 施策に関連した取組の成果等では、施策に関連して既に取り組みされている地域での実践を紹介する構成としています。

また、今後の計画推進の際のヒントとなるよう、策定委員会の中で出された具体的な意見を記載しています。

また、資料編として、統計から見た現状・課題、地域ごとの現状・課題を整理しました。

### 第1章 計画の基本的な考え方

### 第2章 計画の理念・目標と柱立て

### 第3章 計画の具体的内容（9つの施策）

- (1) 施策の内容
- (2) 施策導入の背景・理由
  - 1) 本市・国等における政策的背景
  - 2) 施策に関連した取組の成果等

### 資料編 統計から見た現状・課題、地域ごとの現状・課題